

委託業務仕様書

1 委託業務名称

京都市企業立地意向調査業務

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

3 契約金額の上限

9,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 委託内容

市外企業の京都市内への進出に対する意向を調査するため、本市の企業誘致方針及び求めるターゲット像に基づき、市外企業への調査業務に至る一連の業務及び本業務に係るサポート全般を行うもの。

委託内容は、以下(1)～(3)のとおりとするが、リスト作成及び意向調査を行う件数等は最低基準を示したものであり、件数の追加等については提案内容に含めるものとする。

(1) 企業リストの作成

以下ア、イの条件を満たす企業リストを作成すること。

当該企業リストについては、企業への意向調査や、その後の訪問活動の実施にあたり、対象とする企業を抽出するためのデータベースとなることから、各企業の情報量や、業種・業態等の区分の工夫、情報の更新頻度がわかるようにすること。

なお、具体的な抽出条件については、契約締結後に本市と事業者で協議のうえ作成することとする。

ア 架電によりアプローチが可能な企業 3,000社以上

イ メールもしくはフォームなど、WEB上でアプローチが可能な企業 10,000社以上

※アとイは重複しないこと。

(2) 意向調査

ア (1)アに掲げる企業に対し、60社以上の面談設定を行う。

イ (1)イに掲げる企業に対し、メール又はフォーム等WEB上アプローチを行う。

(3) アプローチ手法の提案・支援

企業の誘致件数獲得に向けて、業種・業態や企業の分析、意向調査や、その後の訪問活動に当たっての戦略及び手法を策定すること。

5 定例会および実施状況の報告

受託者は、業務の実施内容の調整や進捗状況の共有のため、本市と週1回以上定期的に打合せを実施するものとし、打合せ日程や打合せ方法（オンラインを含む。）等については双方協議の上決定するものとする。

なお、上記に関わらず市から請求があったときは、事業の進捗状況等について随時報告すること。

6 成果物等

(1) 成果物

以下の成果物を提出すること。

ア 調査対象企業リスト（4(1)に掲げるリスト）

対象企業の「商号、郵便番号、本社所在地、電話番号、代表者氏名」については、必ず記載すること。当該項目以外については、提案内容に含めるものとする。

なお、契約締結から 30 日以内に当該企業リストを作成・提出するものとする。

イ 4(2)に掲げる意向調査の進捗結果については随時提出すること。また、アプローチを行った企業については結果問わず、アプローチ先企業としてリストを提出すること。

(2) 提出媒体

エクセルデータ等の電子データ

(3) 提出先

京都市産業観光局 企業誘致推進室

7 実施報告書

業務終了後、速やかに実施報告書を提出すること。作成に当たっては、事前に案を作成し、本市担当職員の承認を得ること。

8 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、別紙 1「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に定める内容を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、契約後速やかに別紙 2「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出するとともに、本市の求めに応じて立入調査に対応又は別紙 3「個人情報取扱事務の委託先への検査チェックシート」を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、本市の意図及び目的を十分に理解したうえ、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (3) 募集要項及び本仕様書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と本市が協議のうえ、決定することとする。
- (4) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。
- (5) 成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (6) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (7) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整すること。
- (8) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任に任ずること。